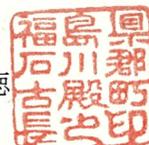


古殿町告示第49号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項及び古殿町財務規則(昭和59年古殿町規則第1号)第122条第1項の規定により、古殿町を発注者として、指名競争入札の方法により工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

令和6年10月9日

古殿町長 岡部光徳



(指名競争入札に参加することができない者)

第1 指名競争入札に参加することができない者は、次の各号(工事の請負契約以外の契約にあたっては、第1号から第8号まで)のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
2. 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
3. 町税を滞納している者
4. 県税を滞納している者
5. 消費税又は地方消費税を滞納している者
6. 工事又は製造の請負(工事に係る建設資材の販売を含む。以下同じ。)に関して、不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため、指名競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者
7. 工事若しくは製造の請負の契約又は物品の買入れ、その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から2年を経過していない者
8. 資格の審査に関する申請書、その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
9. 別表の工事等種別欄に掲げる工事の別に応じ、審査基準日(指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。)の属する事業年度の開始の日の直前1年(以下「審査対象年」という。)の事業年度において完成工事高のない者

10. 雇用する労働者が雇用保険の被保険者になったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者

(指名競争入札における共同企業体の参加資格)

第2 共同企業体として、工事の請負契約に係る指名競争入札に参加するためには、共同企業体の構成員のすべてが次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

1. 第1の第1号から第8号までに該当しないこと。
2. 共同企業体に参加申込みをする工事と同一種別(別表に掲げる工事等種別をいう。)の工事に関し、審査基準日の直前1年の営業年度における工事完成高があり、かつ、入札参加資格審査申請書を共同企業体の入札参加資格審査申請書の提出期限までに提出していること。

(指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期限)

第3 指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期限は、令和7年1月1日を審査基準日とする入札参加資格審査申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)を、令和7年1月6日から1月31日までに提出した者で、当該審査基準日の属する年の4月1日から2年間。

(指名競争入札参加資格の格付の失効)

第4 指名競争入札に参加する資格を有する者が、第1の1号又は第2号のいずれかに該当するに至った場合においては、その者に係る格付はその該当するに至った時に失効する。

(工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査に関する事項)

第5 工事(測量並びに工事設計及び工事に関する調査を除く。)の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、指名競争入札に付そうとする工事の金額に応じ、(A)、(B)及び(C)の3区分に区分する(この区分によりがたい場合においては、必要に応じこの区分を増減し、又はこの区分を設けないことがある。)ものとし、当該指名競争入札に参加する者の当該区分に係る資格の格付は、次の各号に掲げる事項を別に定める方法により審査して行い、その審査基準日は1月1日とする。ただし、当該資格の審査にあつては、当該事項のうち主観的事項の審査を省略することができる。

1. 客観的事項

(1) 完成工事高

審査基準日の直前2年の各営業年度における別表の工事等種別欄に掲げる工事ごとの年間平均完成工事高

(2) 経営規模

ア. 審査基準日の直前の営業年度の決算(以下「直前の決算」という。)における自己資本額(法人にあつては資本金額(出資総額を含む。)に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年度繰越資本金の額をいう。以下同じ。)

イ. 審査基準日の前日における建設業に従事する技術職員(建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号のハに掲げる者をいう。以下同じ。)の数及び技術職員以外の職員数

(3) 経営比較

ア. 直前の決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

イ. 直前の決算における自己資本固定比率(自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

ウ. 審査基準日の直前1年における総資本純利益率(審査基準日の直前1年の各営業年度における純利益の合計額を直前の決算における総資本の額(法人にあつては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益及び事業主借勘定の額の合計額をいう。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(4) 審査基準日の前日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。)

2. 主観的事項

(1) 工事成績

(2) 工事施行の状況

(3) 工事安全成績

(4) 労働福祉の状況(退職金共済制度加入の状況)

(5) 優良工事の有無

(6) 建設業法に基づく処分の有無

(7) 指名競争入札における指名停止の有無

(8) 技術職員(別に定める者に限る。)の有無

(測量等の委託契約及び製造の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査に関する事項)

第6 測量並びに工事の設計及び工事に関する調査(以下「測量等」という。以下同じ。)の委託契約及び製造の請負契約(工事に係る建設資材の販売契約を含む。以下同じ。)に係る指名競争入札に参加する者の資格は、次の各号に掲げる事項を調査して行い、その審査基準日は1月1日とする。

1. 審査基準日の直前2年の年間平均取扱高

2. 職員の数
3. 業務の経歴
4. 資本金額
5. 測量等又は製造の営業年数

(物品の買入れ及びその他の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査に関する事項)

第7 物品の買入れ及びその他に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を審査し、その結果を総合勘案して定める。この場合、事業の経歴、成績、信用度及び安全度も考慮するものとする。なお、審査基準日は1月1日とする。

1. 審査基準日の属する事業年度の直前2年の各事業年度における年度別年間生産高若しくは年間売上高又は年間修繕金額並びに主要生産品目又は取扱品目
2. 直前の決算における自己資本額
3. 審査基準日の前日におけるその事業に従事する技術関係及び事務関係の従業員の数
4. 審査基準日の前日までの営業年数
5. その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項

(入札参加資格審査申請書の提出時期及び方法)

第8 工事若しくは製造の請負、物品の買入れ又はその他について、指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにしたがい、当該審査基準日の属する年度の1月末日までに、関係書類を古殿町長に提出しなければならない。

1. 工事(測量等を除く。)の請負契約に係る者についての申請書等及びその提出先
 - (1) 建設工事入札参加資格審査申請書(第1号様式)
 - (2) 社会保険加入状況申告書(第1号様式の2)
 - (3) 建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ア. 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し
 - イ. 審査対象年に係る経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書の写し。ただし、審査対象年に係る総合評定値通知書を受けたときは、その写しをもって経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書に代えることができる。
 - ウ. 工事経歴書(第2号様式)
 - エ. 技術者経歴書(第3号様式)
 - オ. 営業所及び委任関係一覧表(第4号様式その1)
 - カ. 営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあつては、その委任したことを証する書面

キ. 納税証明書又はその写し

ク. 共同企業体協定書の写し(建設共同企業体に限る。)

(4) 申請書等の提出先

古殿町総務課

2. 測量等の委託契約に係る者についての申請書等及びその提出先

(1) 測量等入札参加資格審査申請書(第6号様式)

(2) 測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア. 測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書又は不動産鑑定業者登録証明書及び建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に基づく登録を受けている者にあつては、その登録証明書又は国土交通大臣に提出した現況報告書。ただし、調査又は土木設計で当該書類を添付しない場合は、申請者が法人であるときは商業登記簿謄本若しくはその写し又は個人であるときは身分証明書

イ. 業務経歴書(第6号様式の2)

ウ. 技術者経歴書(第3号様式)

エ. 技術者集計一覧表(第6号様式の3)

オ. 財務諸表

カ. 営業所及び委任関係一覧表(第4号様式その2)

キ. 納税証明書又はその写し

(3) 申請書の提出先

1の(4)に準ずる。

3. 製造の請負契約に係る者についての申請書等及びその提出先

(1) 製造入札参加資格審査申請書(第7号様式)

(2) 製造入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア. 商業登記簿謄本又はその写し(個人にあつては、身分証明書)

イ. 財務諸表

ウ. 営業所及び委任関係一覧表(第4号様式その2)

エ. 直前2年における実績高調書(第8号様式)

オ. 職員数並びに営業年数(第9号様式)

カ. 納税証明書又はその写し

(3) 申請書の提出先

1の(4)に準ずる。

4. 物品の買入れ及びその他の契約に係る者についての申請書等及びその提出先

(1) 物品購入(修繕)入札参加資格審査申請書(第1号様式)

(2) 物品購入(修繕)入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ

ならない。

ア. 履歴事項全部証明書若しくはその写し又は個人であるときは身分証明書

イ. 財務諸表又は青色申告決算書

ウ. 営業許可等一覧表(第3号様式)

エ. 納税証明書又はその写し

オ. 誓約書(第7号様式)

カ. 役員に関する調書(第8号様式)

(3) 申請書の提出先

1の(4)に準ずる。

附 則

1. 令和7年1月1日から施行する。
2. 令和4年古殿町告示第38号は、廃止する。

別表

工事等種別
一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、PC橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上・下水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事、地上測量、航空測量、調査、土木設計、建設設計